

伊佐市農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 28 日（木）午前 9 時 01 分から 9 時 36 分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室

3. 出席委員 (23 人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

1 番委員	7 番委員
2 番委員	10 番委員
4 番委員	11 番委員
5 番委員	12 番委員
6 番委員	

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員	8 番推進委員
2 番推進委員	9 番推進委員
3 番推進委員	10 番推進委員
5 番推進委員	11 番推進委員
6 番推進委員	13 番推進委員
7 番推進委員	14 番推進委員
	15 番推進委員

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 2 番委員 4 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 4 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。2月まで農業者年の推進につきましてはご苦労様でございました。伊佐市に割り当てられた新規加入者につきましては達成することができました。ありがとうございました。また、先日事務局職員の異動内示の発表がありましたが、農業委員会の職員につきましては該当がありませんでしたので今の体制となります。どうかよろしく願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。2番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから7ページで農業経営基盤強化促進法による解約が23件、中間管理機構経由解約が2件の計25件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事 務 局	議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。17 ページの総括表をご覧ください。期間は 3 年から 10 年で面積は 153,567 m ² で利用権を設定する者の数が 44 人、設定を受ける者の数は 30 人です。土地の詳細につきましては、資料 8 ページから 16 ページ、番号 1 番から 44 番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。審議に入る前に事務局から報告がございます。
事 務 局	整理番号 7 番、8 番の譲受人 有限会社 R についてご説明いたします。法人形態は有限会社であり、定款に株式譲渡について株主総会における議決事項を定めております。 事業は、農畜産物の生産と運搬・加工・販売、農作業の請負でその売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。 事業に従事する構成員の年間労働日数は 300 日で、かつ法人の総議決権の過半数を超えており要件を満たしております。 農業及び関連事業の常時従事者は代表取締役であり、役員要件を満たしております。 経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。

議 長	整理番号 1 番から 15 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 3 月 22 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 HKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は 55 歳です。 渡し人 SMさん外 1 名は、伊佐市菱刈重留に居住されています。 申請地は、伊佐市菱刈重留字外古川 31 番ほか 4 筆、地目は全て田、地積は 5 筆合計で 8,790 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 3 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 整理番号 2 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 3 月 22 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。
4 番 農 業 委 員	申請人 OTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は 64 歳です。 渡し人 KIさんは、東京都渋谷区広尾に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口白木字正賀牟田 1080 番 2、地目は田、地積は 445 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 10 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 3 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、去る 3 月 22 日に現地調査を行いま

	したので、5番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字上ノ原 1457 番4、地目は畑、地積は461㎡の所有移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は譲受人の自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。新規就農者ではありますが、経営意欲はあり農機具等は耕運機と刈り払い機を所有しております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号4番、5番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る3月21日に9番農業委員が現地調査を行いましたので、事務局が代理で報告いたします。 申請人 TYさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は50歳です。 渡し人 IIさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は90歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字豊田 258 番7、地目は田、地積は1,678㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして、報告を終わります。 続きまして、整理番号5番につきまして、去る3月21日に9番農業委員が現地調査を行いましたので、事務局が代理で報告いたします。 申請人 MAさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は59歳です。 渡し人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は67歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字豊田 250 番10で、地目は田、地積は1,231㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

		明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、報告を終わります。
議 長		整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。 申請人 KKさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は27歳です。 渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は62歳です。二人は親子関係です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字萩原沼田 1774 番1ほか5筆で、地目は全て田、地積は6筆合計で6,379 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約4kmで現況は良く管理された農地です。新規就農者であります。譲受人の経営を継承し営農を行い、また、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号7番、8番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 有限会社Rは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。 渡し人 MMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字荒神林 2075 番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で3,188 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は18名で、通作距離は譲受人の会社から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 続きまして、整理番号8番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

議 長	申請人 有限会社Rは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。 渡し人 MMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は77歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字豊田 253 番 3 ほか 3 筆で、地目は全て田、地積は4筆合計で 4,294 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は18名で、通作距離は譲受人の会社から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
1 0 番 農 業 委 員	整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る3月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は82歳です。 渡し人 UYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字平田 1607 番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で 8,840 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号10番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 UMさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は66歳です。 申請地は、伊佐市大口里字湯ノ上 335 番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で 1,809 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理され

		た農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 11 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 11 番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 YKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は40歳で新規就農者です。 渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1348番3、地目は畑で、地積は1,413㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約3km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースにより営農を行うとのことです。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 12 番、13 番について、10 番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 12 番につきまして、去る3月26日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。 申請人 MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は70歳です。 渡し人 MKさんは、大阪府大阪市住吉区荻田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口田代字岩川内792番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,426㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

	明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る3月27日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は66歳です。 渡し人 AHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は82歳です。 申請地は、伊佐市大口針持字下玉田302番3ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で6,435㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号14番、15番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 TKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は60歳です。 渡し人 YMさん外1名のYMさんは、大阪府大阪市住之江区粉浜に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字餅ヶ丸2253番3で、地目は田、地積は204㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 STさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は75歳です。 渡し人 MAさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は81歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川南字榎田1851番1ほか1筆で、地目は全て田、

地積は2筆合計で1,122 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から15番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数15件について、15件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につきましては、取下げ申請が本人より提出されましたので取下げとなります。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る3月22日に、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈重留にお住いの HS さんです。

		申請地は、伊佐市菱刈重留字平瀬 257 番 11 で、地目は田、地積は 263 m²です。 申請地の所在地は、菱刈重留郵便局から南南東へ約 800mに位置しており周囲の状況は、東側は山林、西側は田、南側は宅地、北側は里道を挟んで田であります。 非農地になった時期及び理由としては、隣接地に居住する Hさんが、30 年以上前から物置及び家庭菜園として使用しており現在に至っているとのことです。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。議案第 4 号「非農地証明願」については、1 件申請のうち 1 件の非農地証明が決定いたしました。
議	長	その他、事務局お願いします。
事 務 局		総会資料の最終ページをご覧ください。3 月の月例報告をいたします。5 日（火）3 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席しております。22 日（金）現地調査を一斉に行いました。本日 28 日（木）が第 12 回農業委員会総会です。4 月の行事予定ですが、10 日（水）4 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23 日（火）が現地調査予定。30 日（火）が令和 6 年度第 1 回農業委員会総会の予定です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 事務局からですが、皆様に提出いただいている活動記録ですが、県への報告がありますので月末までに提出をお願いします。また、お手元に冊子を2冊配布しております。農家の方の相談や新年度になりましてからの座談会等で活用いただければと思います。また、令和6年度の総会日程を配布しておりますのでご確認ください。

事務局長 以上で、令和5年度 第12回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時36分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 4 番